

ハードウェア約款

セイコーソリューションズ株式会社（以下「当社」という。）がお客様に対して納入するハードウェア製品（以下「本製品」という。）の取引条件は以下の通りとします。

—契約条項—

（適用）

- 第1条 本約款は、お客様と当社間における本製品の取引（以下「個別契約」という。）に関する契約条件を定めたものです。お客様の注文書に本約款と異なる条件が記載されている場合には、当該条件は適用せず、本約款を適用するものとします。
2. 当社が、本製品に関して、製品保証書（当社HP掲載又は本製品に同梱）などにおいて別途条件等を定める場合には、当該内容は本約款の一部を構成するものとします。

（個別契約の成立）

- 第2条 個別契約は、当社がお客様からの注文書を受領し、お客様に対してその承諾の通知をしたときに成立し、本約款の効力が生じます。
2. 注文書には、本製品の名称、数量、単価、代金、納期、納入場所、支払期日、支払方法その他の必要な取引条件を定めるものとします。

（仕様）

- 第3条 本製品の仕様（以下「製品仕様」という。）は、注文書及びそれに付属する書面に定めるものとします。

（納入）

- 第4条 当社は、本約款及び個別契約に従い本製品をお客様に納入するものとします。
2. 当社は、本製品を納期までに納入することが困難と認めたときは、すみやかに納入遅延の理由及び納入予定等をお客様に通知し対策についてお客様と協議するものとします。

（受領遅滞等）

- 第5条 当社は、お客様が納期の変更を希望した場合又は本製品の受領を遅滞し若しくは拒否した場合に損害を被ったときは、その損害の賠償をお客様に請求することができるものとします。
2. お客様は、お客様が本製品の受領を遅滞し若しくは拒否した場合において、当社による本製品の納入があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によって本製品が滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができず、この場合において、お客様は代金の支払を拒むことができないものとします。

（検査）

- 第6条 お客様は、本製品が個別契約に定める納入場所に納入されたときは、すみやかに受入検査を行い、当社のお客様に対する納入日からお客様の7営業日以内に当社に書面によりその可否を通知するものとします。
2. 第1項の検査期間内に受入検査結果の通知が当社に到達しないときは、本製品は、検査期間の満了日をもってお客様の受入検査に合格したものとみなします。
3. 当社は、前項の受入検査の結果、本製品が不合格となったことに対して異議がないときは、すみやかに本製品を修補し、又は当社の選択により代替物をお客様に納入し、前項に従いお客様の再受入検査を受けるものとします。
4. お客様は、当社が受入検査の結果不合格となった本製品（以下「不合格品」という。）を引き取るまでの間、不合格品を自己の製品と同一の注意をもって保管するものとします。
5. 当社がお客様による受入検査不合格の結果に異議ある場合には、両者誠実に協議のうえ解決するものとします。

（危険負担）

- 第7条 当社がお客様に本製品を納入するまでに生じた本製品の变质、毀損、滅失その他一切の損害は、お客様の責に帰すべき事由による場合を除き、当社の負担とし、納入後に生じた本製品の变质、毀損、滅失その他一切の損害は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、お客様の負担とします。

（管理者の注意義務）

- 第8条 お客様は、当社から本製品が納入されたときは、本製品の所有権がお客様に移転するまで善良なる管理者の注意をもつ

て本製品を管理保全するものとします。

（所有権移転）

- 第9条 本製品の所有権は、次条に基づき、お客様が本製品の代金の支払いを完了したときに、当社からお客様に移転するものとします。

（支払）

- 第10条 第6条第1項の規定により合格した本製品の代金の支払方法及び支払期日は、個別契約に定めるものとします。

（保証）

- 第11条 受入検査合格後に本製品に別途当社の定める製品仕様との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見された場合、当社は、お客様の通知に基づき、当該本製品を修補し又は代替物を納入するものとします。ただし本製品ごとに定める保証書に別途保証に関する取り決めがある場合には、当該規定が優先して適用されるものとします。
2. 前項により当社が責任を負う期間は、本製品が受入検査に合格したときから6か月とします。

（知的財産権）

- 第12条 第9条の規定による本製品の所有権の移転にかかわらず、本製品に係る知的財産権（著作権、特許その他の知的財産権を受ける権利を含むがこれに限られない。）及びノウハウ等に関する権利は、すべて当社に帰属します。

（第三者の知的財産権の侵害）

- 第13条 当社は、本製品について、お客様と第三者との間で知的財産権上の紛争が生じたときは、お客様が次の各号をすべて満たす場合に限り当社の責任において処理解決し、それによって生じた損害の賠償を第21条に基づき当社に請求することができるものとします。
- (1) 紛争の事実及び内容を書面によりただちに当社に通知すること
- (2) 紛争解決の実質的権限を当社に与えること
- (3) 当社の要求に応じて紛争に関する報告、資料の提出その他必要な協力をする
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、お客様と第三者との間の知的財産権上の紛争に関して責任を負わないものとします。
- (1) 当該紛争がお客様の責に帰すべき事由による場合
- (2) 紛争が本製品と外部部品等との組合せに起因する場合
- (3) 通信に関する標準必須特許を有する事業者又はパテントプールから通信に必要なライセンス料の支払いを求められた場合
- (4) 紛争の相手方である第三者がお客様との間で紛争解決を希望する場合
- (5) お客様が前項に定める対応を実施することなく当該第三者との紛争に対応した場合

（製造物責任）

- 第14条 本製品の設計上、製造上又は指示・警告上の欠陥に起因して、本製品又は本製品を組み込んだお客様の製品が第三者に対して損害を与えたことにより、その第三者からお客様に対して損害賠償請求がなされ、お客様がこれを支払った場合、お客様はその欠陥により生じた損害の賠償を第21条に基づき当社に請求することができるものとします。ただし当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかを証明したときは、その責を負わないものとします。

- (1) 当社がお客様に本製品を納入した時点における科学又は技術に関する知見によっては、本製品にその欠陥があることを認識することができなかったこと
- (2) その欠陥が専らお客様の指定する仕様書等お客様が行った設計・製造に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき当社に過失がないこと

（安全性の確保等）

- 第15条 お客様は、本製品が他の製品に組み込まれる場合、その製品が火災、誤作動その他の事故を生じないよう安全性の確保

に十分配慮するものとします。

2. 当社は、お客様又は第三者が本製品を他の製品に組み込む場合、本製品の不適切な使用から生じる品質不良又は火災、誤作動その他の事故について一切責を負わないものとします。

(秘密情報及び個人情報の取扱)

- 第16条 お客様及び当社は、自己（自己の顧客を含む。）の技術上、営業上の情報（以下「秘密情報」という。）を相手方に開示するときは、秘密である旨を表示して開示するものとします。なお媒体に化体しない方法により開示する場合は、開示時に秘密情報である旨を明示し、かつ、開示後30日以内に当該秘密情報の概要を記載した書面を秘密である旨を表示して相手方に提出するものとします。
2. お客様及び当社は、個別契約の履行に関連して相手方（相手方の顧客を含む。以下同じ。）の秘密情報及び個人情報を知り得たときは、当該秘密情報及び個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとします。
 3. お客様及び当社は、相手方から開示された秘密情報及び個人情報情報を個別契約の履行の目的にのみ利用するものとし、複製、改変が必要な場合は、事前に相手方から書面による承諾を得るものとします。
 4. 前各項にかかわらず、個人情報を除き、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 知り得たときにすでに保有していた情報
 - (2) 知り得たときにすでに公知であった情報
 - (3) 知り得た後自らの責に帰すべき事由によることなく公知となった情報
 - (4) 知り得た後開示された情報と関係なく独自の開発により知り得た情報
 - (5) 第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
 5. お客様及び当社は、個別契約の履行に不用となったとき、相手方から請求を受けたとき又は個別契約が解除され若しくは終了したときは、相手方から開示された秘密情報及び個人情報情報をすみやかに返還又は適切に廃棄するものとします。
 6. 本条の規定は、個別契約の解除又は終了後3年間はその効力を失わないものとします。
- (免責及び制限事項)
- 第17条 本製品は、一般用途向けに設計されており、一般機器より高い信頼性が要求される用途や、医療機器、防災・セキュリティ関連機器、ガス・危険物等の安全装置、航空機用の機器、原子力発電施設用の機器及びその重要部品のような極めて高い安全性が要求される用途での使用は、意図されていないことをお客様は了承し、これらの用途での使用により、人身事故、火災事故、損害等が生じても、当社はいかなる責任も負わないものとします。
2. 本製品の誤動作、不具合、あるいは停電などの外部要因によって、通信などの機会を逸したために生じた損害の経済損失に関して、当社は一切の責任を負わないものとします。また、地震、雷、風水害などの天災及び当社の責任以外の火災、第三者による行為、その他の事故、お客様の故意又は過失、誤用、その他異常な条件下での使用により生じた損害に関して、当社は一切の責任を負わないものとします。
 3. 本製品の使用又は使用不能から生ずる付随的な損害（事業利益の損失・事業の中断、記憶内容の変化・消失など）に関して、当社は一切の責任を負わないものとします。
 4. 本約款及び本製品に関する取扱説明書等の記載内容を守らないことにより生じた損害に関して、当社は一切の責任を負わないものとします。
 5. 当社が関与していない接続機器、ソフトウェアとの組み合わせによる誤動作などから生じた損害に関して、当社は一切の責任を負わないものとします。
 6. 使用後の傷、変色、汚れ及び保管上の不備による損傷に関して、当社は一切の責任を負わないものとします。
 7. お客様自身でドライバの作成、改変することにより起因して生じた損害、損失等に関し当社は一切の責任を負わないものとします。
 8. 当社は、当社の裁量に基づき、本製品のセキュリティ強化等

を目的として、ファームウェアのバージョンアップを実施することがあります。ファームウェアのバージョンアップは、当社製品公式サイトにて発表し、お客様にてバージョンアップを実施するものとし、お客様によるファームウェア更新未了に起因して生じた損害、損失等に関し当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社は、本製品の脆弱性の解消を目的として、お客様の同意なくファームウェアのバージョンアップを行う場合があり、お客様はそれを了承するものとします。

9. お客様が、直接又は間接を問わず、本製品を国外に輸出する場合、外国為替及び外国貿易法、輸出貿易管理令及び外国為替令その他の国内外関係法令（以下「輸出規制関連法令」という。）の遵守に関して、当社は一切の責任を負わないものとします。
10. お客様自身で本製品に含まれるプログラムに対して、修正を加えること、翻訳、翻案を行うこと、及び逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行うことを禁止します。

(権利譲渡等の禁止)

第18条 お客様及び当社は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、個別契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならないものとします。

(不可抗力)

第19条 当社は、天災地変、火災、公権力による命令処分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、感染の拡大等の不可抗力により個別契約に基づく債務の全部又は一部が不履行となったときはその責を負わないものとします。

(契約の解除)

第20条 お客様及び当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せず、ただちに個別契約を解除することができるものとします。

- (1) 本約款又は個別契約の規定の一つにでも違背し、相手方から相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、期間内にその違背を是正しなかったとき（ただし、個別契約及び取引上の社会通念に照らして軽微な違背である場合を除く。）
- (2) 正当な事由なく期間内に個別契約に基づく債務を履行する見込みがないとき（ただし、個別契約及び取引上の社会通念に照らして軽微な不履行である場合を除く。）
- (3) 振り出した手形又は小切手が、不渡処分を受けたとき
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき、租税滞納処分を受けたとき、破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又はこれらと同様のおそれが生じたとき
- (5) 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき
- (6) 相手方に重大な危害又は損害を及ぼしたとき
- (7) その他、個別契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき

2. お客様及び当社は、前項各号のいずれかに該当したときは、個別契約により生じた一切の債務について、弁済期限の利益を喪失し、ただちにこれを履行するものとします。

(損害賠償)

- 第21条 当社は、本製品に起因して当社の責に帰すべき事由によりお客様に損害を与えたときは、その損害額等についてお客様と協議のうえ、注文書記載の代金相当額を限度として賠償責任を負うものとします。ただし当社の責に帰すことのできない事由から生じた損害、逸失利益、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接損害、派生的損害、付随的損害、データ・プログラムの喪失については賠償責任を負わないものとします。
2. 前項により当社が賠償責任を負う期間は、本製品が受入検査に合格したときから6か月とします。
 3. 本約款は本製品に関する当社の責任の一切を規定したものとします。当社は、債務不履行（契約不適合責任を含むがこれに限らない）、不法行為（製造物責任を含むがこれに限らない）、不当利得、その他の法的構成を問わず、本約款に規定されている範囲内においてのみ責任を負うものとします。
 4. お客様が当社から購入した本製品を第三者に転売する場合に

は、本約款及び個別契約と同一条件にて販売するものとし、当社はお客様又は第三者に対して、それを超える責任を一切負わないものとします。

(売渡しの停止等)

第22条 当社は、お客様が第20条第1項各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、いつでもお客様に対する本製品の売渡しを停止することができるものとします。

2. お客様は、お客様が第20条第1項各号に掲げる事項のいずれかに該当した場合に当社が要求するときは、代金未払いの本製品を、当社の指示に従い、ただちに当社に返還するものとします。
3. 前項に規定する本製品の返還に要する送料及び荷造費等のすべての費用は、お客様の負担とします。

(相 殺)

第23条 当社は、お客様が第20条第1項各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、弁済期にかかわらず、お客様の当社に対する債権と当社のお客様に対する債権とを対当額にて相殺することができるものとします。

(輸出規制管理)

第24条 お客様及び当社は、直接又は間接を問わず、本製品を国外に輸出するときは、その最終需要者及び用途を確認し、輸出規制関連法令を遵守するものとします。

2. お客様及び当社は、本製品が輸出規制関連法令に定める規制対象貨物若しくは技術に該当するときは、政府の輸出許可又は役務取引許可を得る等の国内外の適切な手続きをとるものとします。

(反社会的勢力の排除)

第25条 お客様及び当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せず、ただちに個別契約の全部又は一部を解除することができるとともに、被った損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。

- (1) 自ら及びその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であるとき又は反社会的勢力であったとき
 - (2) 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行ったとき
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え又は関係者が反社会的勢力である旨を伝えたとき
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的な言葉を用いたとき
 - (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し又は毀損するおそれのある行為をしたとき
 - (6) 自ら又は第三者を利用して、相手方の業務を妨害し又は妨害するおそれのある行為をしたとき
 - (7) 個別契約の履行のために契約する者が前6号のいずれかに該当するとき
2. お客様又は当社は、前項の規定により個別契約の全部又は一部を解除したときは、相手方に損害が生じても、これを一切賠償しないものとします。

(残存条項)

第26条 第11条から第18条、第21条、第24条及び第27条は、個別契約の解除又は終了にかかわらずその効力を失わないものとします。

(紛争解決方法)

第27条 個別契約に関して生じた一切の問題に関して、日本法を準拠法として日本法により解釈されるものとします。

2. 個別契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議事項)

第28条 本約款及び個別契約に規定のない事項並びに本約款及び個別契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、お客様と当社協議のうえ解決するものとします。

以上

改定履歴

初版：2024年9月10日